

## ○観光景勝地の整備及び管理事業等に対する補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、京都市内の観光景勝地を維持し発展させるため、それぞれの地域住民による観光施設の整備及び管理事業等に対する補助金の交付に関し、京都市補助金等の交付等に関する条例（以下「条例」という。）及び京都市補助金等の交付等に関する条例施行規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (補助対象者)

第2条 市内の観光景勝地を維持保全し、発展させるために、それぞれの地域住民によって自主的に組織され、本市に届け出られた保勝会等とする。

### (補助対象事業)

第3条 補助対象事業は、次のとおりとする。

#### (1) 観光施設の整備事業

- ア 緑化整備（植樹，樹木の維持）
- イ 観光案内図板，案内標識の整備
- ウ ゴミ箱，ベンチの整備
- エ 照明等（街路灯を除く）の整備
- オ その他これらに準じる観光客のための利便施設の整備

#### (2) 観光施設の管理事業

#### (3) その他の事業

- ア 地域の清掃及び美化活動
- イ 地域の観光振興に資する事業
- ウ その他市長がこの要綱の趣旨に適合すると認める事業

ただし、同事業に対し、京都市及び他の行政機関から補助金交付を受ける（又は受けた）場合には、補助対象外とする。

### (補助対象事業の対象となる観光施設の要件)

第4条 補助対象事業の対象となる観光施設は、当該保勝会等において所有し、常に適切な維持管理が行われているものでなくてはならない。

### (補助金額等)

第5条 各団体への補助金額は、予算の範囲内において、申請のあった補助対象事業費の3分の1以内とする。

ただし、市長が観光振興上特に必要があると認めるときは、この限りではない。

(交付の申請)

第6条 条例第9条の規定による申請は、観光景勝地の整備及び管理事業等に対する補助金交付申請書(第1号様式)によって、事業を開始する前かつ別に定める期日までに、次の各号に掲げる書類を添えて行われなければならない。

- (1)収支予算書(第2号様式)
- (2)事業計画書

(標準処理期間)

第7条 市長は、別に定めた期日から14日以内に条例第10条各号の決定をするものとする。

(交付の決定)

第8条 条例10条の規定により交付、不交付を決定したときは、条例12条に基づき観光景勝地の整備及び管理事業等に対する補助金交付決定通知書(第3号様式の1)又は観光景勝地の整備及び管理事業等に対する補助金不交付決定通知書(第3号様式の2)により通知するものとする。

(変更等の承認の申請)

第9条 条例第11条第1項第1号による補助事業等の内容又は経費の配分の変更に係る市長等の承認の申請は、観光景勝地の整備及び管理事業等に対する補助金変更承認申請書(第4号様式)によって行うものとする。

2 条例第11条第1項第1号に規定する軽微な変更は、次に掲げる変更以外のものとする。

- (1) 補助事業内容の変更
- (2) 補助金額の変更
- (3) 補助対象経費の20%を超える増減

3 条例第11条第1項第2号による補助事業等の中止又は廃止に係る市長等の承認の申請は、観光景勝地の整備及び管理事業等に対する補助金中止・廃止承認申請書(第5号様式)により行うものとする。

(事業完了の届出)

第10条 条例第18条の規定による実績報告は、観光景勝地の整備及び管理事業等実績報告書(第6号様式)に次の各号に掲げる書類を添えて行われなければならない。

- (1) 収支決算書(第7号様式)
- (2) 領収書等活動の実施に要した費用を支払ったことを証する書類
- (3) 事業実施状況を確認できるもの(状況写真、報告書等)

(補助金の交付)

第11条 条例第19条の決定を行ったときは、観光景勝地の整備及び管理事業等に対する補助金交付額確定通知書(第8号様式)により通知するものとする。

2 市長は、条例第19条の決定を行ったとき、既に交付した補助金の精算を行うものとする。

(処分の制限)

第12条 本要綱による補助金を受けて整備した観光施設について、当該補助金が国の補助金等を特定財源とする場合、国の補助金等又は補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令第14条第1項第2号の規定による期間を経過するまで、市長の承認を受けずに、当該補助金の交付目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取壊し、又は廃棄してはならないものとする。

(補則)

第13条 この要綱において別に定めることとされている事項及びこの要綱の施行に関し必要な事項は、産業観光局長が定める。

附 則 (平成5年2月18日決定)

この要綱は、決定の日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

**観光景勝地の整備及び管理事業等に対する補助金交付申請書**

平成 年 月 日

（あて先）京都市長

（申請者）住 所 \_\_\_\_\_

団 体 名 \_\_\_\_\_ 印 \_\_\_\_\_

代表者名 \_\_\_\_\_

京都市補助金等の交付等に関する条例第9条の規定により補助金の交付を申請します。

1 申請額 \_\_\_\_\_ 金 \_\_\_\_\_ 円

2 補助の対象となる事業の名称

(1) 観光施設の整備事業

( \_\_\_\_\_ )

(2) 観光施設の管理事業

( \_\_\_\_\_ )

(3) その他

( \_\_\_\_\_ )

3 事業年月日

平成 年 月 日～平成 年 月 日

4 添付書類

収支予算書（第2号様式），事業計画書

## 収支予算書

### 収入

項目	金額（円）	備考
合計		

### 支出

項目	金額（円）	備考
合計		

第3号様式の1（第8条関係）

年 月 日

様

京都市長  
(担当 観光MICE推進室 )

観光景勝地の整備及び管理事業等に対する補助金交付決定通知書

年 月 日付け、第 号で申請のありました上記補助金につきましては、下記のとおり交付とすることに決定しましたので、観光景勝地の整備及び管理事業等に対する補助金交付要綱第7条の規定に基づき通知します。

記

1 対象事業名

2 補助金交付予定額 円

3 交付の条件

- (1) 補助金は、本事業の目的以外に支出してはいけません。
  - (2) 本事業については、京都市補助金等の交付等に関する条例第32条の規定により立入調査又は質問をすることがあります。
  - (3) 上記各号に違反した場合は、補助金を減額し、又は取り消すことがあります。
  - (4) 補助事業等の内容又は経費の配分の変更（市長等が定める軽微な変更を除く。）をしようとするときは、あらかじめ市長等の承認を受ける必要があります。
  - (5) 補助事業等を中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ市長等の承認を受ける必要があります。
  - (6) 補助事業等が予定の期間内に完了しないとき、又は補助事業等の遂行が困難となったときは、速やかに市長等に報告し、その指示を受ける必要があります。
  - (7) その他市長等が必要と認める条件
- (\* 減額して交付するときは、その理由の付記と訴訟等の教示を入れる。)

第3号様式の2（第8条関係）

年 月 日

様

京都市長  
(担当 観光MICE推進室 )

観光景勝地の整備及び管理事業等に対する補助金不交付決定通知書

年 月 日付け、第 号で申請のありました上記補助金につきましては、補助金等の交付を不相当であると認め、下記のとおり不交付とすることを決定しましたので、観光景勝地の整備及び管理事業等に対する補助金交付要綱第7条の規定に基づき通知します。

記

- 1 対象事業名
- 2 不交付の理由

この決定に不服があるときは、この通知を受け取られた日の翌日から起算して3箇月以内に、京都市長に対して審査請求をすることができます。

ただし、当該期間内であっても、この決定があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。

また、この通知を受け取られた日（京都市長に審査請求をした場合は、当該審査請求に対する京都市長の裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6箇月以内に、京都市を被告として、京都地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することもできます（訴訟において京都市を代表するものは、京都市長となります。）。ただし、当該期間内であっても、この決定があった日（京都市長に審査請求をした場合は、当該審査請求に対する京都市長の裁決があった日）の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することはできなくなります。

第4号様式（第9条関係）

観光景勝地の整備及び管理事業等に対する補助金変更承認申請書

(あて先)京 都 市 長	年 月 日
申請団体の主たる事務所の所在地	申請団体の名称及び代表者名（記名押印又は署  電話（      ）      -

観光景勝地の整備及び管理事業等に対する補助金第9条の規定により補助金に係る変更承認を申請します。		
事業名称		
変更事由		
変更内容		
事業の概要及び効果	変更前	変更後
事業に要する費用の額	円	円
交付申請額	円	円
添付書類	収支予算書（第2号様式）、事業計画書	



第5号様式（第9条関係）

観光景勝地の整備及び管理事業等に対する補助金中止・廃止承認申請書

(あて先)京 都 市 長	年 月 日
申請団体の主たる事務所の所在	申請団体の名称及び代表者名（記名押印又は署名）  電話（ ） -

<p style="text-align: right;"><input type="checkbox"/>中止</p> <p>観光景勝地の整備及び管理事業等に対する補助金第9条の規定により事業の に係る承認を</p> <p style="text-align: right;"><input type="checkbox"/>廃止</p> <p>申請します。</p>	
事業の名称	
事業の実施場所	
事業の目的及び内容	
事業の実施予定日又は は実施予定期間	
事業に要する費用の額	円
交付申請額	円
交付決定日及び 決定番号	
中止・廃止年月日	
中止の理由	

注 該当する□に、レ印を記入してください。

第6号様式（第10条関係）

### 観光景勝地の整備及び管理事業等実績報告書

(あて先) 京 都 市 長	年 月 日
申請団体の主たる事務所の所在地	申請団体の名称及び代表者名（記名押印又は署  電話（ ） -

京都市補助金等の交付等に関する条例第18条の規定により事業の実績を報告します。	
事業の実施日又は実施期間	
事業に要した額	円
交付申請額	円
事業の概要及び効果	
添付書類	収支決算書（第7号様式）、領収書等事業の実施に要した費用を支払ったことを証する書類、事業実施状況を確認できるもの（状況写真、報告資料等）

第7号様式（第10条関係）

収 支 決 算 書

事業経費	経費内容	金額	積算内訳	支払先等
	合計			

事業資金	内 訳	金額	
	合計		

年 月 日

様

京都市長  
(担当 観光MICE推進室 )

観光景勝地の整備及び管理事業等に対する補助金交付額確定通知書

年 月 日付け、第 号をもって交付決定した上記の補助金については、下記のとおり補助金交付額を確定したので、通知します。

記

1 対象事業名

2 補助金交付額 円

(※1 減額して交付するときは、その理由を付記する。)

※1 3 交付額の理由

(※2 減額して交付するときは、訴訟等の教示文を付記する。)

※2 この決定に不服があるときは、この通知を受け取られた日の翌日から起算して3箇月以内に、京都市長に対して審査請求をすることができます。

ただし、当該期間内であっても、この決定があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。

また、この通知を受け取られた日（京都市長に審査請求をした場合は、当該審査請求に対する京都市長の裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6箇月以内に、京都市を被告として、京都地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することもできます（訴訟において京都市を代表するものは、京都市長となります。）。ただし、当該期間内であっても、この決定があった日（京都市長に審査請求をした場合は、当該審査請求に対する京都市長の裁決があった日）の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することはできなくなります。